

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	確定給付企業年金の損金算入の対象となる掛金の範囲の拡大	
要望内容（概要）	確定給付企業年金について、事業主の損金算入が可能な掛金の範囲に、企業年金基金が翌年度の予算上見込んだ不足を償却するための掛金を追加する。	
関係条文	法人税法施行令第135条、法人税法施行規則第27条の20、所得税法施行令第64条、地方税法第24条、第72条の2、第294条、等	
減収見込額	（初年度） — （▲88） （平年度） — （ ▲88） （単位：百万円）	
要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、確定給付企業年金については、積立不足を償却するための掛金としては、現に生じている積立不足、次回の財政再計算（少なくとも5年ごとに行う）までに発生すると見込んだ積立不足を償却するための掛金の拠出は認められているが、同じ確定給付型の制度である厚生年金基金で認められている、翌年度の予算上見込んだ不足を償却するための掛金（特例掛金）の拠出は認められていない。 ・ 特に近年、運用環境の変動が激しく、迅速な財政安定化に向けた対応が企業年金存続のためにも必要であるが、確定給付企業年金において現在認められている掛金だけでは迅速な対応が難しい。 ・ このような環境下で、迅速な財政安定化に向けた対応が行えるよう、厚生年金基金で認められている翌年度の予算上見込んだ不足を償却するための掛金（特例掛金）について、基金型確定給付企業年金についても認められるよう強く望まれている。 	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		12—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標6 「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、高齢者の所得保障の充実を図る 施策中目標3 企業年金等の健全な育成を図ること 施策中目標4 企業年金等の適正な運営を図ること
	政策の達成目標	確定給付企業年金の迅速な財政安定化への取組を推進することにより、確定給付企業年金の適正な運営を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年4月以降
	同上の期間中の達成目標	確定給付企業年金の迅速な財政安定化への取組を推進することにより、確定給付企業年金の適正な運営を図る。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年9月1日時点の基金型確定給付企業年金の件数：611件
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	確定給付企業年金の財政安定化に向けた迅速な取組を推進することが可能である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	確定給付企業年金については、掛金等の拠出時、運用時及び給付時において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	運用環境が急激に悪化した場合に、迅速な掛金対応が可能となり、確定給付企業年金制度の財政の安定化に資することから、政策目的に照らして、妥当な要望である。
ページ	12—2	

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—